



# 大阪府では、「森林環境税」を令和5年度まで延長し、豪雨や猛暑から府民の皆さまを守るための対策を緊急・集中的に実施します！



- ◆平成28年度から4年間、府民の皆さまから頂いている森林環境税を活用し、自然災害から府民の皆さまの暮らしを守るとともに、健全な森林を次世代につなぐ取組みを行っています。
- ◆令和2年度以降は、さらなる取組みとして豪雨や猛暑への対策を短期間で集中的に実施します。具体的には、国から示された新たな知見に基づく「森林の土石流・流木対策」を実施するとともに、災害並みの猛暑から府民の皆さまの健康被害を軽減するための「都市緑化を活用した猛暑対策」を行います。
- ◆そのための財源を確保するため、森林環境税(年額300円/個人府民税均等割額に加算)を、令和5年度まで延長させていただきます。府民の皆さまのご理解をよろしくお願いいたします。
- ◆こうした取組みを通じて、府民の皆さまの安全・安心を守るとともに、万博開催を見据え、環境先進都市大阪の実現を目指します。

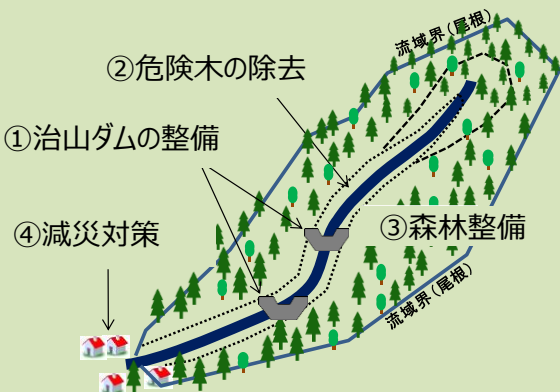
## 新たな知見に基づく森林の土石流・流木対策：約30億円

(事業期間)令和2年度～令和6年度

九州北部豪雨(平成29年7月)や西日本豪雨(平成30年7月)等における被災地の調査などにより得られた**新たな知見を踏まえた対策を実施**

【対象箇所】 56箇所 ※4年以内に全ての事業に着手

### 【対策内容】



## 都市緑化を活用した猛暑対策：約15億円

(事業期間)令和2年度～令和5年度

### 災害並みの猛暑から府民の健康被害を軽減するための対策を実施

<大阪府における熱中症救急搬送人員数>

平成29年：3,590人(うち1人が死亡) ⇒ 平成30年：7,138人(うち12人が死亡)  
令和元年：5,182人(うち14人が死亡)

### 【対象箇所】

駅前広場等 150～200箇所

※乗降者数やインバウンド等来阪者の多い場所など効果の高い場所を選定

### 【対策内容】

暑くても屋外で待たざるを得ないバス停等がある駅前広場などで、事業者等が都市緑化を活用した猛暑対策に取り組めるよう支援

※市町村や公共交通事業者等に対して、1,500万円を上限として事業費を原則全額助成



※森林環境税は、大阪府が森林や都市の緑が有する公益的機能を維持増進するための施策に必要な財源を確保するため、個人府民税均等割に加算する超過課税です。「大阪府森林及び都市の緑の有する公益的機能を維持増進するための環境の整備に係る個人の府民税の税率の特例に関する条例」に基づき徴収いたします。

# これまでの森林環境税を活用した取組み

◆平成28年度から4年間、森林環境税を徴収し、自然災害から府民の暮らしを守るとともに、健全な森林を次世代につなぐ取組みを実施しています。

## 自然災害から暮らしを守る：約30億円

(事業期間)平成28年度～令和2年度

- 危険な渓流における土石流・流木対策  
土石流発生を抑止する治山ダムの整備  
渓流沿いの危険木の伐採除去 等

30箇所※1



- 主要道路沿いにおける倒木対策

主要国道・府道沿いの枯損木や危険木の伐採除去

20路線※1

※1 令和2年度末見込み

## 健全な森林を次世代につなぐ：約15億円

(事業期間)平成28年度～令和元年度

- 林業の自立化に向けた持続的な森づくりの推進  
作業道舗装等の基盤づくり 等

32地区※2



- 木育や木材利用の推進による府民理解の向上  
幼稚園・保育所の内装木質化の支援

135園※2



※2 令和元年度末見込み

## よくある質問とその答え

Q 新たな森林環境税の使い道は、どうすれば知ることができますか？

A 新たな森林環境税を活用した取組みについては、「大阪府森林等環境整備事業評価審議会」において、これまでの森林環境税を活用した取組みと同じように外部有識者等に評価を行っていただき、その結果を公表するとともに、毎年度、収入見込み額・執行額・翌年度への繰越額を公表してまいります。  
これらについては、大阪府のホームページのほか、森林環境税の取組み状況府民説明会の開催などにより、府民の皆さまへお知らせしてまいります。

お問い合わせ先 (平日午前9時～午後6時、土日祝・年末年始休み、FAXは24時間受付)

府民お問い合わせセンター「ピピっとライン」

TEL 06-6910-8001 ・ FAX 06-6910-8005

〔担当課〕

(税の使い道に関すること) 環境農林水産部みどり推進室

みどり企画課・森づくり課

TEL 06-6210-9550 ・ FAX 06-6210-9551

(税のしくみに関すること) 財務部税務局徴税対策課

TEL 06-6210-9123 ・ FAX 06-6210-9933

11 住み続けられる  
まちづくりを



13 気候変動に  
具体的な対策を



14 海の豊かさを  
守ろう



15 陸の豊かさも  
守ろう



〔令和2年1月作成〕